平成３０年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目21番15―303号、前住所兵庫県宝塚市安倉西４丁目522番地の５
債務者　川本　完二
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９９号
兵庫県芦屋市陽光町６番１―708号
債務者　植松　俊策
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６号
兵庫県丹波市柏原町柏原87番地、前住所兵庫県丹波市市島町上田128番地１　プロムナード201号
債務者　長尾ひろみ
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第３４号
茨城県取手市下高井2397番地２　アパキャッスルＢ―201
債務者　山下久美子
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
埼玉県春日部市千間１丁目20番地　グランソレイユ303号
債務者　飯田奈津美（旧姓塚本）
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
千葉県木更津市金田東４丁目５番地３
債務者　堀内　眞弓
１　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１２号
長野県諏訪市大字湖南6580番地10　メゾンエイト101号
債務者　森山さとみ
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１３号
長野県茅野市北山3414番地147
債務者　戸口　靖夫
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２１号
長野県飯田市伊豆木4203番地７、住民票上の住所長野県飯田市上郷黒田117番地７（エステートマンション見晴705号）
債務者　工房ＡＲＴ　ＺＯＮＥこと　林　　圭二
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第１９号
長野県上伊那郡辰野町大字辰野1563番地　中央団地210号
債務者　渡邉　竜也
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２１号
長野県駒ヶ根市赤穂2635番地３　ハウス1012号
債務者　熊谷　和美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第５７号
三重県鈴鹿市岸岡町3110番地
債務者　大城ユリッサこと　大城　友里
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６９号
三重県津市川方町388番地１　レジデンスブロッコリーＥ棟201号室
債務者　越取ハルミこと　ＫＯＳＨＩＴＯＲＩ　ＢＲＵＮＡ　ＨＡＲＵＭＩ（旧姓阿久津）
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７６号
三重県亀山市和田町240―２、住民票上の住所三重県鈴鹿市道伯３丁目11番12号
債務者　柴田　大貴
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２９号
滋賀県彦根市東沼波町971番地１（201号）
債務者　宮田　大輔
１　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１０号
鳥取県東伯郡北栄町北尾209番地
債務者　越野　由香
１　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部